

平成 27 年第 3 回定例会 9 月 30 日

日程第 4. 議案第 43 号 南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例について

○議長 宮城清政君 日程第 4. 議案第 43 号 南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それでは、議案第 43 号 南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例 審査の経過 本案は、9 月 4 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では 9 月 14 日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い質疑を終結いたしました。17 日にまとめて採決を行いました。最初に、9 月 4 日の本会議で、私、浦崎みゆき議員が質問した会議の成立要件に対する回答がありました。同条例案第 6 条第 2 項に規定された会議の成立要件については、本町の他の条例、審議会の会議の成立要件と同様に過半数の出席を会議の成立要件とすると説明がありました。審査の過程において、委員から、まち・ひと・しごと創生総合戦略が、本町の地域課題に対して中長期視点に立った重要な計画として位置付けられていることから、審議会を構成する委員は、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、言論界の様々な分野から人選されたいと意見がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り採決の結果、挙手全員であり全会一致により可決いたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長 宮城清政君 これから委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第 43 号 南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。